

双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、町内の太陽光発電設備に関して必要な事項を定めることにより、事業者による適正な設置や管理を促すとともに、自然環境、景観及び生活環境（以下「自然環境等」という。）の保全、地域との調和並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備及びその他附属設備で、出力が10キロワット以上のもの（実質的に同一と認められる事業者が近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の出力を合計した出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの及び発電した全ての電気を事業区域又は当該事業区域に隣接する土地において事業者自らが利用するものを除く。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備により発電を行う事業をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電設備を設置するもの及び太陽光発電事業を行うものをいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 行政区 双葉町行政区条例（平成元年双葉町条例第2号）第2条に規定する区域をもって組織する団体で、事業区域が所在又は隣接する区域に係るものをいう。
- (6) 近隣住民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 事業区域に隣接する土地の所有者
 - イ 事業区域の境界からの水平距離がおおむね100メートル以内の範囲に存在する家屋の所有者及び居住者
 - ウ 太陽光発電事業の実施により影響を受けるおそれがある農林業を営む者

(7) 土地所有者等 事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者
(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図らなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業の実施にあたりは、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業の実施にあたり事業が地域に与える影響を考慮し、地域との調和を保つよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、第1条に定める目的を達成するため、町の施策及びこの条例の目的の実現に協力するよう努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、土地を太陽光発電事業の用に供するにあたり、近隣住民等に与える影響を考慮し、自らが町及び近隣住民等に対し説明や報告に努めるものとする。

2 土地所有者等は、事業区域内に存する自らが所有、占有又は管理する土地を適正に管理するとともに、町の施策及びこの条例の目的の実現に協力するよう努めるものとする。

(事前協議及び関係法令に係る手続等の報告)

第7条 事業者は、町内において太陽光発電事業を行おうとするときは、町関係機関及び関係行政機関等と事前協議を行うとともに、規則で定めるところにより、関係法令に係る手続等の状況を町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議等があった時は、事業者に対し必要な指導又は助言を行うことができる。

(近隣住民等への説明)

第8条 事業者は、前条第1項の規定による報告を行った後、近隣住民等に対して、太陽光発電事業等について説明を行なうものとする。

2 事業者は、前項の説明等を行う前に、太陽光発電設備の工事に着手してはならない。

3 事業者は、第1項の説明等により、近隣住民等の理解を得るよう努めるもの

とする。

4 事業者は、第1項の説明等における質問及び意見等に対し、誠実に回答しなければならない。

5 町長は、必要があると認めるときは、近隣住民等の意見を聴くことができる。
(説明会の開催)

第9条 事業者は、第7条第1項の規定による報告を行った後、行政区に対して、太陽光発電事業等について説明会を行わなければならない。

2 事業者は、前項の説明会を行う前に、太陽光発電設備の工事に着手してはならない。

3 事業者は、第1項の説明会により、行政区の理解を得るよう努めるものとする。

4 事業者は、第1項の説明会における質問及び意見等に対し、誠実に回答しなければならない。

5 町長は、必要があると認めるときは、行政区の意見を聴くことができる。
(太陽光発電設備の設置届及び受理)

第10条 事業者は、町内において太陽光発電設備の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を町長に届け出て、受理されなければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事業所の所在地。以下同じ。)

(2) 事業の着手予定日及び完了予定日

(3) 事業区域及び面積

(4) 事業の内容

(5) 近隣住民等への説明等に係る報告書

(6) 説明会に係る報告書

(7) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

2 前項の規定による届出をしたものは、当該届出に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。

3 町長は、第1項又は前項の規定による届を審査し、不備等がないときには、これを受理するものとする。

(太陽光発電設備の適正管理)

第11条 事業者は、当該発電事業を実施している間、自然環境等の保全のため

に必要な措置を講ずるとともに、災害が発生する事態が生じることが無いよう事業区域及び太陽光発電設備を適正に管理しなければならない。

(地位の承継)

第12条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(太陽光発電設備の廃止等)

第13条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備の廃止については、撤去費用を積み立てる等、計画的な資金確保に努めるとともに、関係法令に基づき、太陽光発電設備を放置することなく速やかに撤去し、又は自らの責任において適正に処分しなければならない。

(報告及び立入調査等)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。なお、太陽光発電設備の設置後及び廃止後における確認等の場合も同様とする。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第15条 町長は、自然環境等の保全、災害の防止その他この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 事業者が、第7条の規定による届出を行わず事業を実施したとき。

(2) 事業者が、太陽光発電設備の適正な管理を怠り、事業区域の内外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれのあるとき。

(3) 事業者が、自然環境等の保全又は災害の防止に重大な影響を及ぼすおそれのあるとき。

(4) 事業者が、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(5) 事業者が、前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(6) 事業者が、前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第16条 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該事業者の氏名、住所、当該勧告の内容及び規則で定める事項を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、条例の施行の日以降に太陽光発電設備の設置工事に着手する事業について適用する。

(検討)

3 町長は、自然環境等の保全、地域との調和並びに災害の防止を図るため、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。